

様式第1号（第4条関係）

審議会等設置状況

（令和5年8月31日現在）

審議会等の名称	伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会
設置の根拠	伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱
設置の目的	伊万里市高齢者福祉計画並びに伊万里市介護保険事業計画の策定に関し、必要事項を定めるため
設置年月日	平成10年8月1日
委員数	20名
委員の任期	1年（令和5年7月26日～令和6年3月31日）
委員名簿	※委員名簿別紙（様式第1号の2）
所管課	担当課：健康福祉部 長寿社会課 介護給付係

様式第1号の2（第4条関係）

委員名簿

（五十音順・敬称略・会長◎・副会長○）

氏名	所属
石橋 沙永子	社会福祉法人 花心会 特別養護老人ホームグランパランいまり
井本 木綿子	社会福祉法人 伊万里敬愛会 居宅介護支援事業所 敬愛園
岡田 政昭	伊万里市区長会連合会
岡村 優治	伊万里有田薬剤師会
桑本 成司	伊万里市
田代 大気	社会福祉法人 鶴丸会 グループホームユートピア
田中 健一	伊万里市民生委員・児童委員協議会
中野 大成	社会福祉法人 伊万里市社会福祉協議会
永益 克子	市民公募委員
◎ 西田 博之	一般社団法人 伊万里・有田地区医師会
野田 英雄	伊万里保健福祉事務所
樋口 留理子	医療法人 光仁会 介護老人保健施設 西光苑
○ 平田 騏一郎	伊万里市老人クラブ連合会
福田 浩司	伊万里・有田地区歯科医師会
松尾 圭志	社会医療法人 謙仁会 在宅ケアサポートセンター
松尾 真弓	伊万里地区認知症の人とその家族の会
松山 博輝	連合佐賀北部地域協議会
山口 昭徳	市民公募委員
吉富 達夫	社会福祉法人 長生会 特別養護老人ホーム 長生園
米岡 初代	いまり女性ネットワーク

伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第20条の8の規定による「伊万里市高齢者福祉計画」並びに介護保険法第117条の規定による「伊万里市介護保険事業計画」（以下「伊万里市高齢者福祉計画等」という。）の策定（以下（計画策定という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 計画策定に関する事務を推進するため、伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 介護保険に関し学識又は経験を有する者 14人以内
- (2) 被保険者を代表する者 7人以内
- (3) 行政関係者 3人以内

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員長の責務等)

第3条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

(任 期)

第5条 委員会の委員の任期については、計画策定が完了するまでとする。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画策定に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 6月 3日から施行する。